

議案第 24 号

前橋市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の改正について

令和 2 年 3 月 3 日提出

前橋市長 山 本 龍

前橋市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

前橋市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和 42 年前橋市条例第 48 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条に次の 1 号を加える。

(5) 給料を支給される職員 法第 2 条第 4 項に規定する平均給与額の例により実施機関が市長と協議して定める額

附 則

- 1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例による改正後の前橋市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第 5 条の規定は、この条例の施行の日以後に発生した事故に起因する公務上の災害又は通勤による災害に係る補償について適用する。